

第 3 次

下田市地域福祉活動計画

わがまち“下田”に住み続けたい

平成 27 年 ～ 平成 31 年

平成 27 年 3 月

社会福祉法人下田市社会福祉協議会

《目 次》

□ 第1章 下田市地域福祉活動計画とは何か	1
□ 第2章 第3次下田市地域福祉活動計画と下田市地域福祉計画の関係	2
□ 第3章 計画の内容	
1 体系図	3
2 基本目標	4
3 基本活動	8
4 下田市社会福祉協議会の事業計画・財源	20
□ 第4章 資料編（下田市の現状と課題）	26
□ 参考資料 用語集	36

第1章 下田市地域福祉活動計画とは何か？

第3次下田市地域福祉活動計画策定要領

第1 策定の趣旨

平成15年に社会福祉法が改正され、県・市町村は社会福祉計画の策定が義務づけられました。地域福祉行政計画として地域福祉推進の在り方を具体化する計画であります「地域福祉活動計画」は、市町が策定した「地域福祉計画」の考え方を基に、地域住民の立場から地域福祉活動を推進するために、多様な民間組織や関係機関の参画・協働により「福祉のまちづくり」を進めるため策定するものです。

第2 計画期間

平成22年3月に、第2次下田市地域福祉計画が策定され、その計画期間は平成22年度から平成26年度までの5年間で期限を迎えることから、平成27年度から平成31年度までの5年間で計画期間とする第3次下田市地域福祉計画を策定します。

第2次下田市地域福祉活動計画についても平成26年度が計画期限となっておりますので、下田市の計画見直しと歩調を合わせ、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

第3次下田市地域福祉活動計画 平成27年4月1日～平成32年3月31日

第3 策定方法

第3次下田市地域福祉計画は、子ども子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画と同時期に策定し、計画は、基本理念【このまちに住みたい】及び基本目標体系図、基本施策となっており、骨子は、第2次の計画と基本的には同じであります。

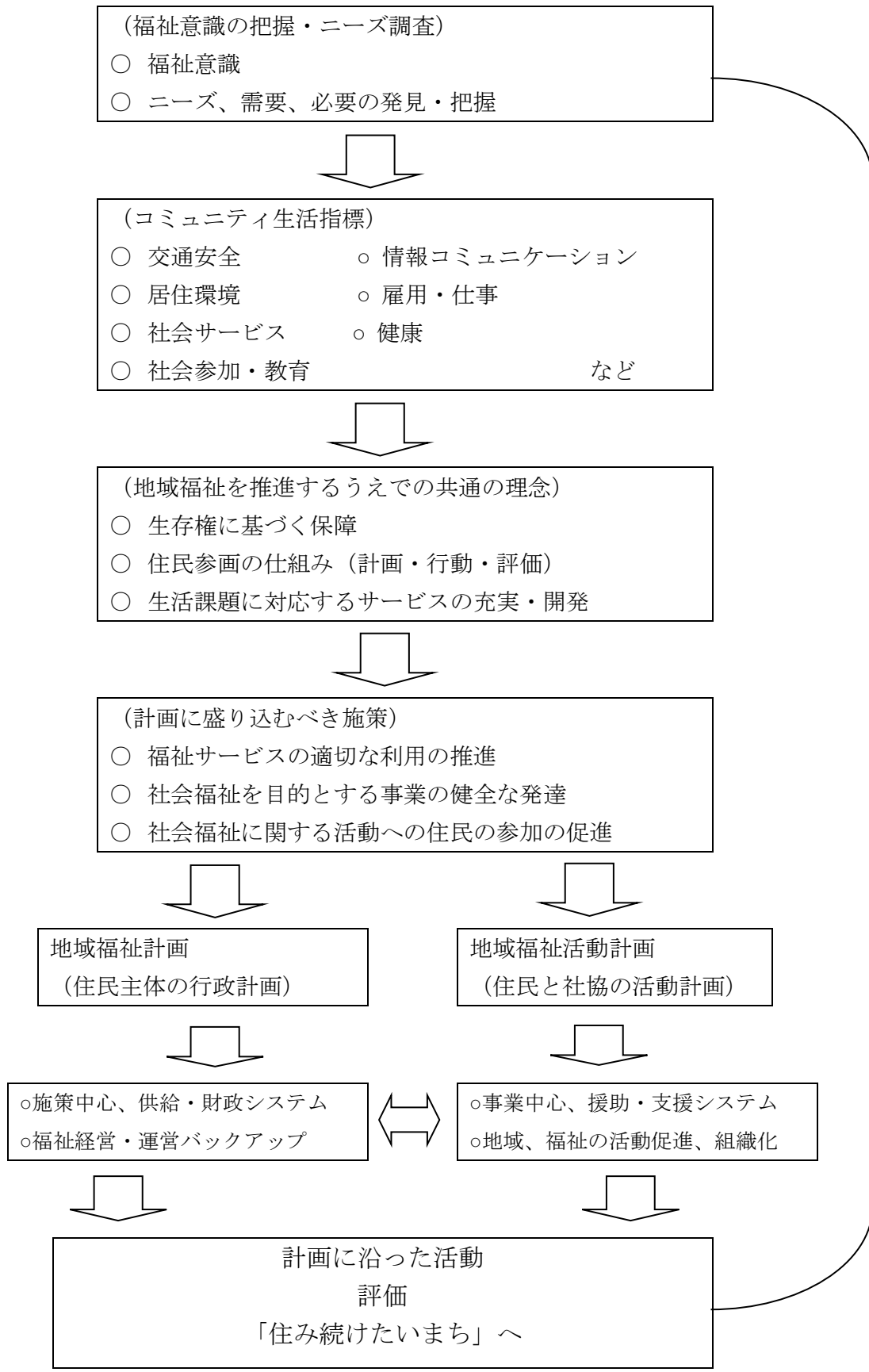
これから策定する社協の第3次地域福祉活動計画は前回の計画を基本に、第3次下田市地域福祉計画を踏まえ策定していきます。

第4 策定するまでの過程

1月～2月	計画（案）策定
3月10日 役員会・評議員	計画（案）の検討・協議
3月26日 役員会・評議員会	役員会・評議員会 → 議決

第2章 第3次下田市地域福祉活動計画と 下田市地域福祉計画の関係

第3次下田市地域福祉活動計画と下田市地域福祉計画の関係



計画再策定

(市町村社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する行動を行う者が参加し、かつ、その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(社会福祉法第109条の一部抜粋)

下田市社会福祉協議会の活動原則

① 住民ニーズ基本の原則

広く下田市民の生活実態・福祉課題などの把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進める。

② 住民活動主体の原則

下田市民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。

③ 民間性の原則

(下田市社会福祉協議会は)民間組織としての特性を活かし、市民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性をもって活動を進める。

④ 公私協働の原則

公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働などの関係機関・団体、市民の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進める。

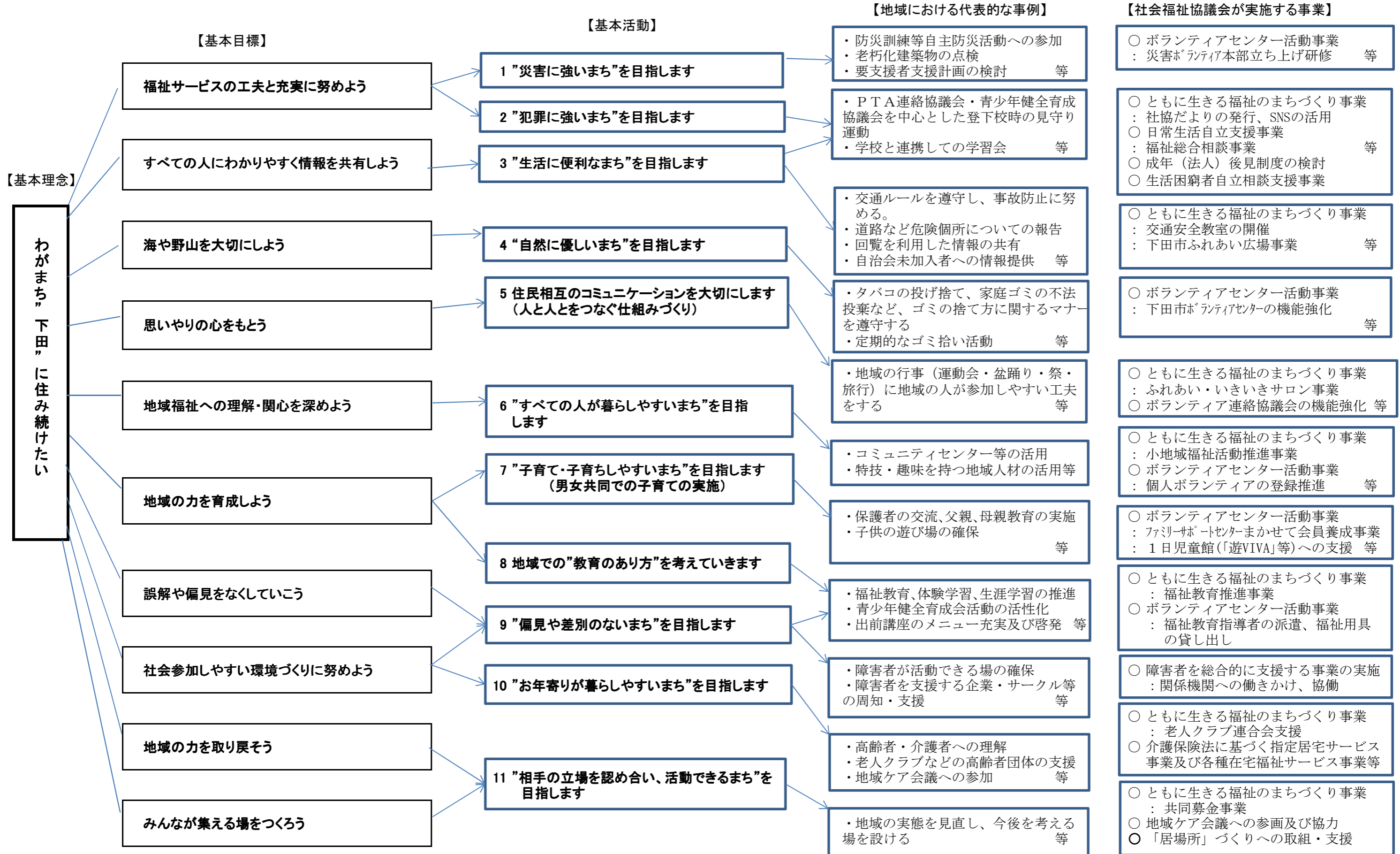
⑤ 専門性の原則

地域福祉の専門的な推進組織として、調査、研究、開発、情報、計画、作成などに関する活動を進める。

(「新・社会福祉協議会基本要綱」) 参照

第3章 計画の内容

1 体系図



2 基本目標

1 福祉サービスの工夫と充実をしよう

戦後の障害者福祉の開拓者である糸賀一雄は「社会福祉は、社会の福祉の総量をいうのではなく、社会のなかでの個人の福祉が保障される姿を指す」と述べています。

限られた社会資源のなかで、一人ひとりが心豊かな生活をおくるためには、公的なサービスだけに頼るのでなく、自助、地域の助け合いで生活課題を解決していく工夫も必要ではないでしょうか

2 すべての人にわかりやすく情報を共有しよう

おじいちゃん、おばあちゃんがもっている“生活の知恵”、ご近所同士の助け合いや行政機関及び関係機関が提供するサービスは私たちの生活を豊かにしてくれます。

フォーマルにしてもインフォーマルにせよ、こうしたサービスは、地域活動や多様なネットワークを通じて、いつでも誰もが分かるようにしておくことが必要ではないでしょうか

3 海や野山を大切にしよう

平成25年、70万人が下田の海で夏を満喫しました。あじさい祭には12万人、水仙まつりには19万人の方が訪れました。

水仙まつりでは、うららかな陽光を浴びた水仙があたり一面に咲き誇り、心地よい潮風が身体に当たる。あじさい祭りでは公園内にあじさいの香りが漂う中を散策する。夏には白い砂浜で親子が海水浴を楽しむなど、年齢・性別・障害の有無を問わず、市民の誰もが、こうした経験が自由にできるまちづくりが必要です。

4 思いやりの心をもとう

地域の人たちと共に支え合って生活していくためには、“周囲の人たちの存在を認め、理解し、思いやりをもって接すること”が必要です。

地域の人たち一人ひとりが思いやりの心をもって人に接することで、社会連帯の意識が生まれ、福祉のまちづくりにつながることができます。

5 地域福祉への理解・関心を深めよう

住み慣れた“まち”での生活は、私たちに“安心感”を与えてくれます。

すべての人が住み慣れた地域でお互いに助け合い暮らすことができれば、それは本当に“幸せ”なことです。

人口減少社会において、みんなが幸せな生活を送るために一人ひとりが福祉について考え、協力していくことが必要ではないでしょうか。

6 地域の力を育成しよう

高度に複雑化した現代社会、かつてない少子高齢化の進行、情報化・国際化など社会・経済の変転の中で、誰もが一生涯を通して生きがいのある質の高い生活を送るためには、家庭生活、地域、余暇、健康など幅広い領域の学習活動が必要であり、それを社会参加活動に結びつけることも重要になってくると思います。

生涯のいつでも自由に好きなことを学ぶことができ、「年齢・性別」に関係なく「学習の成果」が活かされる場、正しく評価される“まち”。地域で福祉を担う人材はこうして育成されるのではないのでしょうか。

7 誤解や偏見をなくしていこう

“まち”には、身体・知的・精神に障害をもつ人、お年寄り、母子家庭父子家庭、理由があって下田に転居してきた人などさまざまな立場の人が暮らしています。

“まち”で暮らす誰もが、周囲の人たちと一緒に安心して生活をしたいと願っています。このことが現実のものとなるよう、市民一人ひとりがお互いに理解していくことが必要ではないのでしょうか。

8 社会参加しやすい環境づくりに努めよう

地域には、さまざまな立場の人がいて、地域のためにできることも人それぞれです。けれど、子供からお年寄りまで、地域に貢献したいと思う人はたくさんいるのではないのでしょうか。

こうした人たちと手を組み連携を深めることで、それが地域の輪になっていくのではないのでしょうか。

9 地域力を取り戻そう

下田市には『黒船祭』、『水仙まつり』、『あじさい祭』など伝統的な大きなお祭りがあります。また、地域においても『下田太鼓祭り』『白浜海の祭典』、『三番叟』や『どんどん焼き』などの集まりがあり、そこには大勢の人々の活気と笑顔があります。

かつて、こうした活動には自治会をはじめ子供会・青年会・婦人会・老人会など地域を支えるたくさんの担い手がいました。

みんなが集まって知恵を出し合い、協力することで、地域を支える大きな力になります。地域には再びこうした活動を推進する“力”が必要ではないでしょうか

10 みんなが集える場をつくろう

近所の人たちが自分の歩いていける場所に集まり、お互いに悩みをうち明けたりグチをこぼしたり、“井戸端会議”という共助により日々の生活課題を解決してきました。

公共施設でなくても、空き家や空き店舗を活用するなど、自分が歩いていける距離に、気軽に、そして自由に集え、会話のできる場所、いわゆる「居場所」づくりを進めていく必要があるのではないのでしょうか。

3 基本活動

① “災害に強いまち”を目指します

地域での取り組み

- ・避難場所の確認、(逃げ地図)づくりの推進をします。
- ・災害時に何ができるか(自分自身・家族・地域に対して)を見つめ直します。
- ・防災訓練等の地域活動への参加を呼びかけます。
- ・自主防災会、消防団や民生委員児童委員等と連携し、避難行動要支援者の把握並びに迅速な対応がとれる体制の確立を目指します。
- ・地域の実情を把握するため自主防災組織ごとに「避難行動要支援者名簿」を整備し徹底管理に努めます。

社協の取り組み

- ・災害ボランティア本部の設置・運営マニュアルを整備します(避難行動要支援者とボランティアとの結びつけ)
- ・防災に関する取り組みや災害時の対応について、情報を提供します。
- ・応急救護講習会、災害時のボランティアやボランティアコーディネーターの養成研修会を実施します。
- ・被災地になった際、下田市デイサービスセンターの機能と場を提供します

達成目標

- ・防災訓練や研修会の参加者を増やし、多様な体験をすることで防災への意識を高めます。
- ・災害時における地域での協力体制を整えます。
- ・避難行動要支援者への避難誘導が明確になるよう努めます。

行政の 指針

- 自主防災活動の支援、名簿や台帳整備の推進、情報提供に努めます
- 住宅の耐震診断、耐震改修等を推進します
- 自主防災会、消防団、民生委員児童委員等との連携を図り、避難行動要支援者の救助体制の整備に努めます
- 災害ボランティアやボランティアコーディネーター育成支援に努めます

社協の 事業・役割

- 災害ボランティア本部立ち上げ研修・マニュアルの整備
- 社協だよりを発行(防災、災害時の対応に関する情報提供)
- 応急救護講習会、災害ボランティア、ボランティアコーディネーター養成事業
- 下田市デイサービスセンター機能と場の提供

② “犯罪に強いまち”を目指します

地域での取り組み

- ・地域において、誰を中心として犯罪防止ネットワークを構築するかを明確にします。
- ・隣近所へ声かけや見守りを行うことにより、安全確認をします。
- ・悪質な訪問販売、振り込み詐欺などに関する情報を共有するよう努めます。
- ・地域内で暴力や虐待が行われている恐れを感じた場合、民生委員児童委員や関係機関（警察・児童相談所）へ通告するよう努めます
- ・児童・生徒の登下校時に挨拶等の交流を図り、見守り活動にもつなげます

社協の取り組み

- ・悪質な訪問販売や振り込み詐欺などに関する情報提供を社協だよりなどを通じて行います。
- ・生活困窮者自立支援事業など相談事業の充実に努め、関係機関につなげる働きをします。
(誰もひとりきりにしないまちづくり)
- ・地域と関係機関とのネットワークが構築できるよう働きかけを行います。

達成目標

- ・青少年健全育成会、区長、民生委員児童委員等を中心とした地域住民による防犯体制（声かけ・見守り）を構築します。

行政の 指針

- 防犯講座等を実施し、住民の防災意識向上を図ります
- 民生委員児童委員や地域住民同士の付き合いを緊密にすることで、高齢者等への情報提供に努めます
- 声かけ（あいさつ）運動・見回り運動を展開し、犯罪防止に努めます

社協の 事業・役割

- 社協だよりの発行、SNS等での情報発信
- 福祉総合相談事業
- 関係機関と地域における防犯ネットワークづくりの推進
- 社会福祉事業への参加・協力
- 生活困窮者自立支援事業

③ “生活に便利なまち” を目指します

地域での取り組み

- ・ 運転者も歩行者も一人ひとりが交通ルールを順守し、事故防止に努めます。
- ・ 違法駐車や違法駐輪に注意します。
- ・ 道路など危険個所を発見したら、関係機関（市役所・土木事務所）へ連絡します
- ・ （散歩や買い物時に途中で座ることができる）休憩所の設置を関係機関へ要望していきます。

社協の取り組み

- ・ 高齢者（老人クラブ等）や障害者（身体障害者福祉会等）を対象とした交通事故防止の講習会を実施します
- ・ 交通事故防止やバリアフリー・ユニバーサルデザインに関し、社協だより、ふれあい広場等を通じ啓発活動を行います
- ・ 道路、公共施設等のバリアフリー化を関係機関へ提案していきます

達成目標

- ・ 交通ルールを遵守します。
- ・ 看板や商店の商品など、通行の妨げになるものを撤去するよう努めます。
- ・ 生活圏域や環境が誰にとっても快適なものとなるようにします。

行政の
指針

- 関係団体と連携して、交通安全教室の実施を支援します
- 住民・事業所等と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努めます

社協の
事業・役割

- 交通安全教室の開催
- 社協だよりの発行
- 下田市ふれあい広場の開催、一人暮らし高齢者等食事サービス事業
- 日常生活自立支援事業、成年後見制度、福祉総合相談事業
- 生活困窮者自立支援事業

④ “自然に優しいまち”を目指します

地域での取り組み

- ・ 下田市美しいまちづくりを推進する条例に基づく「下田市をきれいにする日」に参加するよう努めます
- ・ ゴミの正しい捨て方について、地域ごとに広めていきます
- ・ 公園や公共施設の利用について、秩序ある利用を心がけます
- ・ タバコの投げ捨て、家庭ゴミの不法投棄をしません
- ・ 花や食物を大切にしている活動の展開に努めます
- ・ 定期的なゴミ拾い活動に参加します。

社協の取り組み

- ・ ボランティアによる自主的な環境美化活動を支援します(参加の呼びかけ、広報等)
- ・ 社協だよりによる環境美化推進の啓発活動に努めます (活動紹介等)

達成目標

- ・ ゴミの出し方について、ルールを遵守します
- ・ 公園や公共施設を大切に利用します。
- ・ 違法駐車や放置自転車をなくします。

行政の 指針

- 「下田市美しいまちづくりを推進する条例」を遵守し、環境美化推進に努めます。
- 地域住民、諸団体、行政が一体となり、美化活動を推進します
- 環境美化に対する住民意識の高揚を図ります

社協の 事業・役割

- 下田市ボランティアセンター機能強化
- 社協だよりを発行
- 体験学習・各学校総合学習等への協力
- 社会福祉事業への参加・協力

⑤ “住民相互のコミュニケーションを大切にします”

(人と人をつなぐ仕組みづくり)

地域での取り組み

- ・自治会未加入者を含めた、ご近所への声かけ運動を推進します。
- ・自治会制度のPRに努めます。
- ・地域の問題を地域住民の協力で解決できるように、気軽に話し合うことのできる場を設けます
- ・地域の行事（祭り、運動会や奉仕活動）に子供や転入者が参加できるように配慮します
- ・地域の財産（伝統・技能）を引き継ぐことのできる機会を設けるよう努めます

社協の取り組み

- ・交流・交感の場を設ける事業を展開します
(誰もひとりきりにしないまちづくり)
- ・世代間の交流の機会を設ける事業を展開します
- ・既存の活動や団体が継続かつ活性化できるように、自立支援に努めます
- ・失った力（団体、活動）を取り戻す働きかけをします（エンパワメント）

達成目標

- ・地域福祉への関心が高いまちづくりをします。
- ・ご近所づきあいを深めていきます
- ・未加入・転入者世帯が加入しやすい自治会制度の構築に努めます
- ・参加しやすい地域の行事や祭りの開催を工夫します

行政の 指針

- 地域まちづくりリーダーとなる人材の発掘に努めます。
- 広報活動・情報提供の整備を図り、地域活動を支援します
- 自治会の必要性についてPRし、地域の活性化を図ります
- 世代間の交流を図る事業の推進に努めます

社協の 事業・役割

- いきいきサロン・ふれあいサロン事業
- 地域福祉活動計画事業、小地域福祉活動推進事業

⑥ “すべての人が暮らしやすいまち”を目指します

地域での取り組み

- ・地域の身近な人々とのあいさつや会話を心がけます
- ・地域の生活課題の把握に努め、地域でできる取り組みを関係機関とともに考えます
- ・地域の行事や活動への参加を広く求め、積極的に交流を深めます
- ・ボランティア活動が生活を豊かにするものであること、ボランティア活動の意義や問題点の理解に努めます
- ・市や県が実施する出前講座を活用し、情報を入手できる機会を設けるよう努めます

社協の取り組み

- ・広く市民の皆様が参加できるよう社会福祉協議会の基盤整備に努めます
- ・地域実情把握に努め、接続可能な計画・活動を進めていきます
- ・生活課題に対応するボランティアを養成する事業を展開します
- ・ボランティアの有機的な活用のため個人・団体を問わずボランティア登録を推進し、ニーズにつなげていきます
- ・フォーマル・インフォーマルを問わず、社協だよりを通じて福祉サービスに関する情報を提供します

達成目標

- ・市民の方が広く参加できるよう（事業の実施体制等）社会福祉協議会の基盤整備に努めます
- ・出張や出前サービスの充実により、公民館やコミュニティーセンターでの事業を充実させます
- ・生活困窮、一人暮らし、ひとり親世帯など、あらゆる人々が自立した生活ができるよう地域で支え合う仕組みを構築します

行政の 指針

- あいさつ運動の推進に努めます
- ボランティア支援のための情報収集・発信を支援します
- ボランティア関連の窓口設置に努めます
- 公民館活動を活性化し、地域住民相互の交流を図ります
- 出前講座の啓発に努めます

社協の 事業・役割

- 地域福祉活動計画事業、小地域福祉活動推進事業
- 下田市ボランティアセンター機能強化、個人ボランティア登録推進
- 共同募金事業、善意銀行事業、日常生活自立支援事業、福祉総合相談事業、生活困窮者自立支援事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 社協だよりの発行

⑦ “子育て・子育てしやすいまち”を目指します

(男女共同での子育ての実施)

地域での取り組み

- ・家庭における教育・福祉を見直します。
- ・子供たちの遊び場や登下校時の様子を見守る取り組みを構築します。
- ・保護者同士の交流を促進します。
- ・地域の行事に子供の参加を位置づけます。
- ・子供が安心して遊ぶことのできる場や機会の確保に努めます。

社協の取り組み

- ・子育てに関する相談・課題を必要に応じて関係機関へつなげていきます。
- ・子育て、子育てに関する情報提供をします
- ・児童の自立を支援するサービス・事業の創設・改善・充実に向けて関係機関に働きかけをします。(ソーシャルアクション)
- ・子育てボランティアの養成を行います。
- ・子育てサロン活動、子育てボランティア活動の支援を行います。
- ・地域において子供を育むための人材確保をします。

達成目標

- ・家庭や地域における“子育て・子育て意識”を高めます
- ・男女共同の子育てを支援します
- ・子育て支援サービスの充実を図ります(子育て)
- ・子供の自立支援の仕組みを構築します(子育て)

行政の 指針

- 子育て支援センターの拡充を図ります
- 放課後児童クラブの拡充を図ります
- 子育てサロンの開設を支援します
- 「下田市子ども子育て支援事業計画」の実施に努めます。

社協の 事業・役割

- 福祉総合相談事業、生活困窮者自立支援事業
- 社協だより発行
- 子育てボランティア養成研修事業、子育てボランティア支援
子育てサロン事業
- 幼稚園・小中学校が実施する事業への協力

⑧地域で“教育のあり方”を考えていきます

地域での取り組み

- ・一人一人が規則正しい生活、適切な言葉遣いを心がけます。
- ・家庭や地域において、挨拶はもちろん、一緒に食事をとり団欒・交流の時間を設け“ふれあい”を大切にします。
- ・寿大学、葵学園や老人クラブ等社会教育の場に参加・活動できるよう努めます。
- ・花や食物を育てる活動を推進します。

社協の取り組み

- ・小中学校、高校や地域で実施される福祉教育・体験学習の実施を支援します。
- ・福祉教育の推進に努めます。
- ・寿大学、葵学園や老人クラブなど社会教育への参加を支援します。
- ・公民館を始めとした公共施設の活用の推進に努めます。

達成目標

- ・すべての人に教育の機会を設け、披露する場（評価される場）を設けます
- ・地域において“命を大切に作る心”を育てていきます
- ・学校と地域の連携により、すべての人が教育を受けられる機会を設けます

行政の 指針

- 福祉教育・体験学習・生涯学習の推進に努めます
- 各地区の青少年健全育成会活動の活性化を図ります
- 地域活動への各世代の参加呼びかけ・協力を要請します
- 男女がお互いに尊重し合い平等であるという意識の推進に努めます。

社協の 事業・役割

- 夏期ボランティア、体験学習の実施
- 老人クラブの助成・支援、寿大学との連携
- 下田市社会福祉大会の開催
- 福祉教育指導者の育成、コーディネート、福祉用具の貸し出し

⑨ “偏見や差別のないまち”を目指します

地域での取り組み

- ・ 障害者の特性・取り巻く環境及び保護者について、一人ひとりが理解に努めます。
- ・ 自分から積極的にあいさつや声かけをします。
- ・ 障害者同士も含め、地域において“交流・交換の場”を設ける取り組みを図ります。
- ・ 関係機関の協力を得て、地域において障害者の活力を活かせる取り組みを図ります。
- ・ 障害者を総合的に支援するサービス・事業に参加するよう努めます。
- ・ 障害者を総合的に支援するサービス事業の創設・改善・充実に向けて関係機関への働きかけに努めます。

社協の取り組み

- ・ 障害者(団体)を総合的に支援するサービス・事業を実施します。(エンパワメント)
- ・ 障害者を総合的に支援するサービス・事業の創設・改善・充実に向けて関係機関への働きかけに努めます。
(ソーシャルアクション)
- ・ 障害者、保護者、家族及び周囲の方々が信頼できる相談体制整備に努めます
- ・ 障害者福祉に関する事業、社会参加できる事業を実施・協力します。
- ・ サービスの利用や日常的金銭管理を支援する事業を実施します。
- ・ 保護者の生きがい活動や余暇活動を支援します。
- ・ 見守りなどのボランティア活動の活性化を図ります。

達成目標

- ・ 障害のある方、ない方も含めて地域の方が安心して“集える場・機会”を確保します
- ・ 相談体制の強化に努めます
- ・ 介護する方や周囲の方がお互いに支え合う“まち”にします
- ・ 福祉サービスが受けやすい“まち”にします

行政の 指針

- 障害者を支援するボランティア等の育成・支援に努めます
- 友の会や家族会へのサービスの情報収集・提供に努めます
- 「下田市障害者計画」の推進を図ります

社協の 事業・役割

- 訪問介護事業、通所介護事業
- 社会福祉事業への参加・協力、下田市家族介護支援事業
- 福祉総合相談事業、生活困窮者自立支援事業
- 身体障害者福祉会援助・協力、各種週間・月間運動の主唱・協力
- 下田市ボランティアセンターの機能強化・個人ボランティア登録推進

⑩ “お年寄りが暮らしやすいまち”を目指します

地域での取り組み

- ・高齢者及び介護者について、一人ひとりが理解に努めます
- ・自分から積極的に声かけや挨拶をします
- ・高齢者の自立を支援するサービス・事業に参加するよう努めます
- ・関係機関の協力を得て、地域において高齢者の活力を活かした取り組みをします
- ・一人暮らしや高齢者世帯など要援護者の把握に努め、関係機関の協力を得て見守り体制を整えます
- ・高齢者の自立を支援するサービス・事業の創設・改善・充実に向けて関係機関に働きかけます。(ソーシャルアクション)

社協の取り組み

- ・高齢者の自立を支援するサービス・事業を実施します(エンパワメント)
- ・高齢者の自立を支援するサービス・事業の創設・改善・充実に向けて関係機関への働きかけに努めます(ソーシャルアクション)
- ・サービスの利用や日常的な金銭管理を支援する事業を実施します
- ・介護者、家族の方の支援を進めます
- ・歩いて通える距離でサロン活動を展開するなど、生きがい事業の実施を支援します
- ・送迎や見守りなどのボランティア活動の活性化を図ります

達成目標

- ・高齢者の“憩いの場”や“居場所”など、“活力”を活かせる場を構築します
- ・介護する方や周囲の方が互いに支え合う“まち”にします
- ・福祉サービスが受けやすい“まち”にします

行政の 指針

- 高齢者生きがい対策事業の推進に努めます
- 在宅サービスの充実、利用推進に努めます
- 「はつらつ健康講座」の充実、健康講座の実施を推進します
- 公民館活動、各種サービスの情報提供に努めます
- 地域包括システムの実現を目指した各種取組を総合的に推進します。

社協の 事業・役割

- 老人福祉センター管理、老人クラブ連合会助成・支援、身体障害者福祉会援助・協力・福祉総合相談事業、生活困窮者自立支援事業各種週間・月間運動の主唱・協力
- 居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業、福祉用具の貸し出し
- 下田市家族介護支援事業
- 下田市ボランティアセンター機能強化

⑪ “相手の立場を認め合い、活動できるまち”を目指します

地域での取り組み

- ・”地域福祉・支え合い“の意識を高めるよう努めます。
- ・地域の身近な人たちと積極的に挨拶を行い、対話の機会を設けるよう努めます。
- ・地域の行事や活動について、参加者の拡充に努めます。
- ・児童、高齢者、障害者など誰もが参加しやすい地域活動の実施に努めます。
- ・自治会制度の在り方について、（区費等）の見直しについて働きかけします。

社協の取り組み

- ・「地域福祉活動」をテーマとして積極的に取り上げ広報します
- ・“地域福祉”に関する事業を実施、支援します
- ・“地域福祉”を推進する組織の結成について、働きかけします
- ・区長、民生委員児童委員、保健委員、当事者団体、老人クラブやボランティア等の連携により、小地域ネットワークの必要性を広め構築を支援します
- ・社協だよりの内容について、誰もが読みやすく市民の声を反映したものとしします

達成目標

- ・地域の人々と気軽に挨拶や交流ができる“まち”にします
- ・地域福祉を推進する事業・組織・仕組みを構築します
- ・一人暮らしに情報が行き届くようネットワークを構築します

行政の 指針

- 「あいさつ運動」の実施により、住民相互の親睦を図ります
- 広報活動、情報の窓口の整備を図ります
- 地域福祉安心確保ネットワーク事業推進会設置を支援します
- ともに生きる福祉のまちづくり事業やシルバー人材センターの活用を図ります。

社協の 事業・役割

- 福祉総合相談事業、生活困窮者自立支援事業、福祉教育事業の推進
- 下田市社会福祉大会事業、静岡県健康福祉大会参加
- 共同募金事業、善意銀行事業
- 下田市ボランティアセンターの機能強化・ボランティアの養成
- 小地域福祉活動推進事業
- 社協だよりの発行

4 下田市社会福祉協議会の事業計画・財源

No	事業名（財源計画）				
事業の概要					

↓
年度ごとの計画

（事業の性格：財源計画）

自主事業：社協会費、介護保険事業及び支援費事業による収入、自販機収入等を使って行う事業

受託事業：市・県・国からの委託事業

補助事業：市・県・国からの補助事業

共同募金配分金事業：共同募金配分金を使って行う事業

No 1	地域福祉活動計画事業（自主事業）				
地域福祉サービス体系づくり、福祉コミュニティづくりを目的に、地域の福祉ニーズの把握・分析、目標の設定、実施計画を策定、実施・評価・再策定につなげていく。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続 見直し	継続	継続 再策定

No 2	小地域福祉活動推進事業（補助事業）				
小地域の福祉的機能の再編成や構築を目的に、小地域の福祉活動に実践的に取り組む人材を養成する。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No 3	社協だよりの発行（自主事業）				
地域福祉の啓発のため、また福祉サービスを利用する者が必要な情報を容易に得られるように広報紙を発行する	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No 4	下田市ふれあい広場事業（自主事業）				
同じ太陽のもと、福祉について考え、語り合い、体験を通して「人がほほえみ、地域がほほえむ誰もが暮らしやすいまちづくり」を目指し、福祉関係団体の協力を得て、交流・交感イベントを開催する。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No 5	下田市社会福祉大会（自主事業）・静岡県健康福祉大会（参加協力）				
社会福祉の向上のため格別に尽力された方々に力心から感謝の意を表するとともに、福祉活動の積極的展開を目的として講演会等に参加する。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No 6	福祉教育事業（自主事業・補助）				
小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を深め、社会奉仕の実践と社会連帯の精神を養うことを目的とする。市内小中学校で行われる福祉教育が活発になるよう講師に助成を行う。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No 7	いきいきサロン・ふれあいサロン事業（受託事業）				
たとえば、高齢者や精神障害者、子育て中の母親を対象として、参加する誰もが気軽に自由に参加できる仲間づくりの場、活動を提供する。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No 8	共同募金事業				
地域福祉の推進を図るため、その寄付金を県内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を運営する者に配分する。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No 9	善意銀行				
人のため、社会のために尽くしたいという善意、技術、労力、金品を預託していただき、これを地域の幸せを高めるために活用して明るく、住みよい豊かな郷土を築きあげることを目的とする	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No10	下田市総合福祉センター管理（受託事業）				
主として、下田市老人福祉センター及びデイサービスセンターの施設管理及び受付業務を行う	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No11	下田市家族介護支援事業（受託事業）				
家庭で寝たきりの高齢者、寝たきり老人、重度障害者等の介護している家族の日頃の苦労を労い、心身リフレッシュを目的として、交流、交感の場を提供する。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No12	老人クラブ連合会助成・支援（自主事業・共同募金配分金事業）				
・老人クラブ連合会の事務 ・老人クラブ会員の自立支援 ・実施事業の企画、運営 など	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No13	身体障害者福祉会援助・協力（自主事業・共同募金配分金事業）				
・身体障害者福祉会が主催する事業への参加 ・共同募金配分金 など	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No14	各種週間・月間運動の主唱・協力（自主事業）				
「社会奉仕の日」に老人クラブが実施する奉仕活動の啓発や支援、「障害者週間」にリーフレット等の配布をすることにより啓発活動につながる。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No15	社会福祉事業への参加・協力（自主事業）				
(例) ・すぎのこ作業所、身体障害者福祉会の視察に随行することで、社会参加への支援をする。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No16	夏期ボランティア事業				
地域社会には、様々な立場の人々が暮らしている。社会福祉施設における体験やふれあいを通して、地域で暮らしていくうえで、大切な何かを学ぶ。 夏休み期間中、本人が希望する社会福祉施設へ出向き、ボランティア活動を行う。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No17	体験学習・各学校総合学習等への協力（支援）				
生徒・児童を対象に社会福祉への理解と関心を深め、社会奉仕の実践と社会連帯の精神を養う。具体的にはボランティア団体・福祉教育指導者の派遣、福祉に関する教材・ビデオ等の貸与等を行う。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No18	ファミリーサポートセンター任せて会員養成事業（受託事業）				
近年の核家族化・少子化の影響の進行により、育児支援に関するニーズは大きな広がりを見せており、特に女性の社会進出に歩調をあわせて託児ボランティアへのニーズは急速に高まっている。子育て支援・女性の社会進出の支援と今後の子育てボランティア活動の推進を目的とし開催する。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No19	1日児童館（「遊・VIVA」）参加協力（補助事業）				
下田市に不足している児童館的役割を担っているボランティア団体（1日児童館「遊・VIVA」ネットワークが主催する「遊・VIVA」に参加協力し、子どもの居場所づくりの支援を行う。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No20	下田市ボランティアセンターの運営（自主事業・補助事業）				
下田市のボランティア相互の親睦、協働のためのネットワーク構築のために下田市ボランティア連絡協議会の活動強化のために、下田市ボランティアセンターを運営する。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No21	個人ボランティア登録推進（自主事業・補助事業）				
ボランティアとニーズとの円滑な結びつけ（有機的な活動）につながることを目的として、個人ボランティア登録書の記入を求め、登録を推進する。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No22	災害ボランティアコーディネーター養成研修事業（自主事業・受託事業）				
災害においては、炊き出しをはじめとして、お年寄りや子供のメンタルヘルスなど様々な視点からボランティアが必要となる。 実際に災害が起こった場合に活動のリーダーとなるボランティアコーディネーターの養成を行う。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No23	福祉教育指導者の派遣（自主事業）				
（例）学校での総合学習において、学校からの依頼を受け点字・手話の講師を派遣する。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No 2 4	災害ボランティア本部立ち上げ研修事業（自主事業）				
被災地においては、被災者ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政の仲介・調整、外部ボランティアの受け入れなど総合的なコーディネートを行う役割を担う機関が必要となる。それが災害ボランティア本部であり、本部の担い手として社会福祉協議会職員も挙げられている。実際に災害があった場合を想定して本部の立ち上げ訓練を行う。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No 2 5	福祉用具の貸し出し（自主事業）				
(例) 介護保険で自立と判定された方、下田市に旅行に来られた方などで、短期間、車椅子を利用したい方へ車椅子の貸し出しをする。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No 2 6	日常生活自立支援事業（受託事業）				
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、日常生活に不安のある者を対象として、その者の権利を擁護し、自立した日常生活が送れるよう支援することを目的とする。	H27	H28	H29	H30	H31
	継続	継続	継続	継続	継続

No 2 7	生活困窮者自立支援事業（受託事業）				
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、社会福祉協議会内に情報とサービス拠点として専用の相談窓口を設け、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成します。	H27	H28	H29	H30	H31
	新規	継続	継続	継続	継続